

教育委員会臨時会議事日程

令和3年2月18日(木)午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について
SDGs達成の担い手育成(ESD)推進事業について

3 審議案件

教委第59号議案 横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の制定について

教委第60号議案 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

教委第61号議案 教職員の人事について

4 その他

令和3年2月18日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

- 2/10 本会議（第2日）一般議案上程・質疑・付託、予算上程・説明
- 2/17 こども青少年・教育委員会

2 市教委関係

- (1) 主な会議等

(2) 報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
- SDGs達成の担い手育成（ESD）推進事業について

3 その他

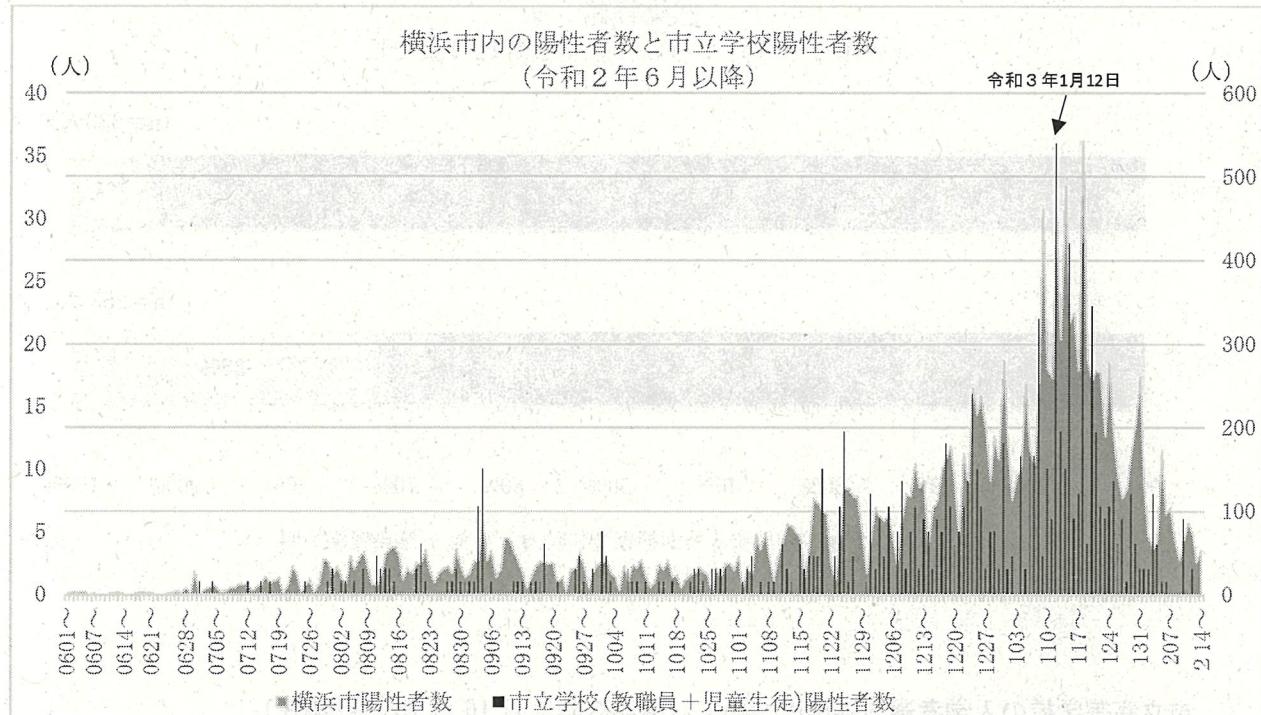
新型コロナウイルス感染症への対応について

1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

前回の報告（令和3年2月3日）以降の教職員の感染者は3人、児童生徒の感染者は16人、感染者が発生した学校は合計18校です。

なお、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は89人、児童生徒の感染者は610人、感染者が発生した学校は316校となっています。（令和3年2月16日現在）

<横浜市内の陽性者数と市立学校陽性者数>

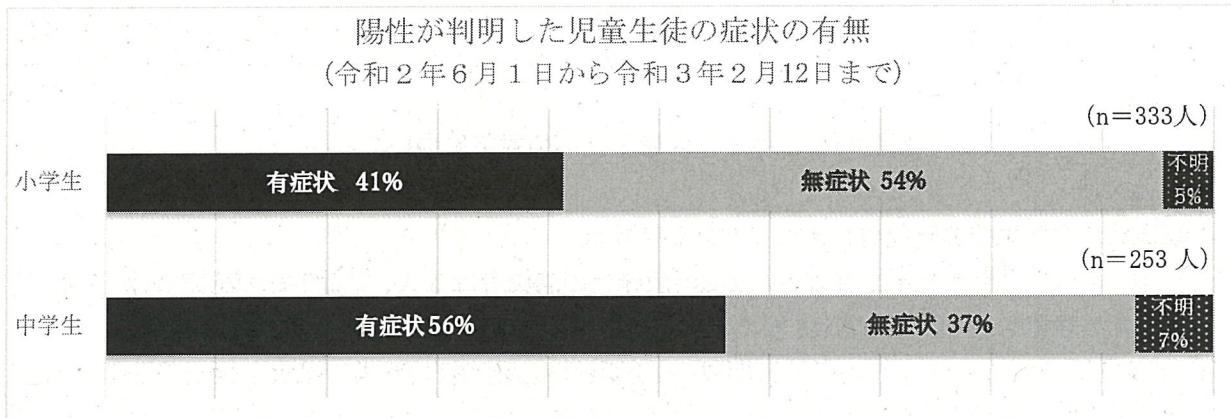


2 感染者の状況について

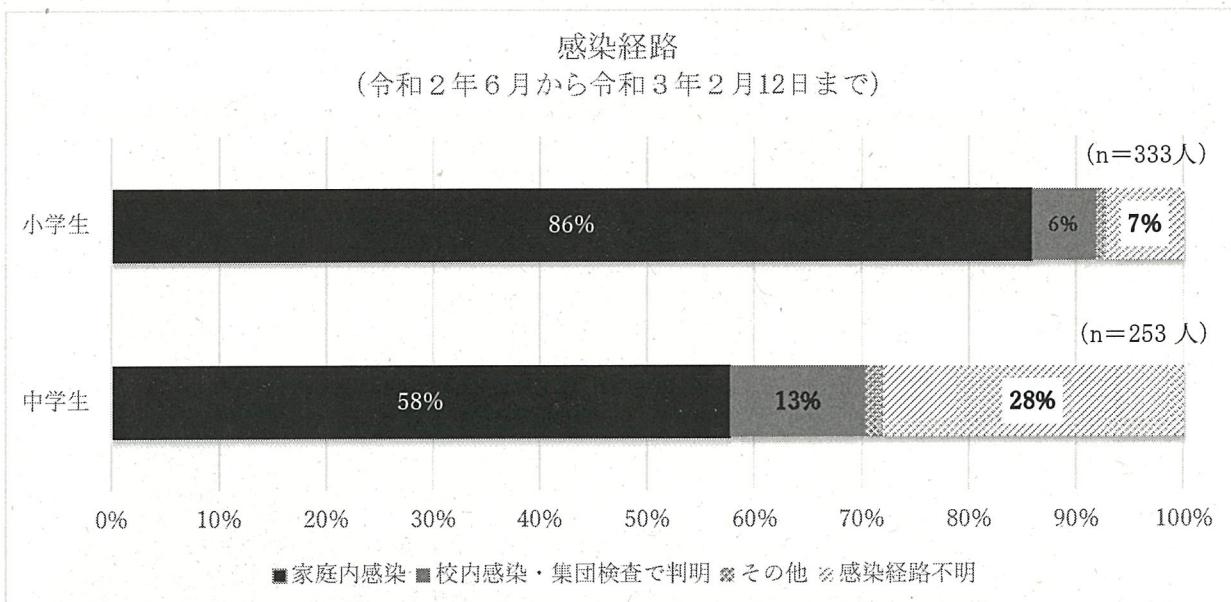
新型コロナウイルスに感染した児童生徒の症状についてですが、小学生では有症状が41%、無症状が54%です。中学生では、有症状が56%、無症状が37%です。有症状の半数以上が熱の症状で、中等症以上の症状の児童生徒はいません。

感染経路については、小学生の86%が家庭内感染で、中学生の58%が家庭内感染です。なお、中学生の28%が感染経路不明です。

<陽性が判明した児童生徒の症状の有無>



<感染経路>



3 市立高等学校の入学者選抜実施について（令和3年2月16日15:00現在）

2月15日（月）学力検査	受検者総数 2,895人
	当日欠席者（志願取消含） 26人
追検査（2月22日（月））	希望者数 4人
追加の検査（3月10日（水））	希望者数 0人

※ 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と認定され、陰性で無症状などの条件を満たし、別室で受検した受検者はいませんでした。なお、神奈川県の全日制の高校で新型コロナウイルス感染症の影響で別室受検した受検者は5人でした。

SDGs達成の担い手育成（ESD）推進事業について

1 概要

文部科学省の事業「ユネスコ活動費補助金（SDGs達成の担い手育成（ESD）推進事業）教育（学習）効果の評価と普及」の事業指定を受け、ユネスコ・スクール*4校（幸ヶ谷小・永田台小・市ヶ尾中・東高校）を含む23校をESD推進校として教育委員会事務局が指定をして、SDGs達成の担い手育成を進めている（平成28年度～継続）

しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動が制限されることが多く、これまでの手法ではESD推進が難しいと予想されたため、積極的にICTを活用してオンラインによる研修や学校間の情報の共有、児童・生徒の交流などを進めてきた。

コロナ禍において、各推進校はこれまでの教育活動を見直し、児童・生徒に本当に必要な学習活動を精選し、新たな取組を進めていて、教職員だけでなく、児童・生徒が、できないことよりも、この状況下でもできることを探し、これまでの活動を見直し実践している。

*ユネスコ・スクール…ユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校で、ESDの推進拠点

2 推進校（網掛けはユネスコ・スクール 三保小は申請中）

1	神奈川小学校	9	南本宿小学校	17	中和田中学校
2	幸ヶ谷小学校	10	相沢小学校	18	小田中学校
3	白幡小学校	11	大門小学校	19	西柴中学校
4	羽沢小学校	12	港南台第三小学校	20	西本郷中学校
5	みなとみらい本町小学校	13	三保小学校	21	市ヶ尾中学校
6	永田台小学校	14	恩田小学校	22	中川西中学校
7	日枝小学校	15	荏田西小学校	23	東高等学校
8	中尾小学校	16	本牧中学校		

3 具体的な学校の取組

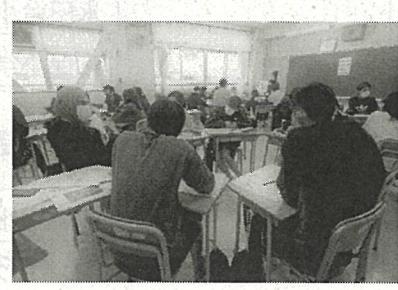
- SDGsと関連づけたカリキュラム・マネジメント
総合的な学習の時間を中心として、各教科等でSDGsの視点と関連づけた学習内容の検討や、学習した内容が実社会・実生活の課題と、よりつながるような授業研究
- 外部講師（SDGsに取り組む企業や国連UNHCR協会など）を招請して、地域や世界的な課題についての学習の推進
- SDGsを意識した校内の環境整備（例えば、学校図書館の展示や掲示の工夫）
- 留学生を招致して、英語を用いた社会的な課題についてのディスカッション



【生徒会本部役員が中心となり古着を回収】



【SDGsと関連づけた学校図書館の整備】



【留学生とのディスカッションの様子】

4 これまでの事務局の取組・成果の普及・啓発

- ・教育委員会主催のオンラインを活用した研修（計5回）
- ・推進校のオンラインを活用した交流のサポート（計3回）



【オンライン研修会の様子】

5 横浜市E SD推進コンソーシアム交流報告会（オンライン）児童・生徒の部

1月26日～2月5日の内、5日間で開催した。動画発表校を含めて3～4校に分かれて、「発表と質問・感想の交流」を行った。率直な質問や意見のやり取りをする中で、自分たちの活動を見直し、新たな課題を発見したり、これから活動の方向性の検討に繋げたりすることができた。

【各回の参加校と発表テーマ】

日 時	学校名	発表テーマ
1月 26 日（火） 13時30分～14時20分	相沢小学校①②	6-1 6-2 「あいざわのまち SDGs 宣言」
	矢向小学校	「い草の魅力を通して、まちの方々を笑顔にしよう」
	幸ヶ谷小学校①	5-3 「地球のみんなにやさしい生活づくり」
	中尾小学校①	5-2 「水産業の未来の資源を守る～自分たちにできること～」
1月 26 日（火） 16時～16時30分	市ヶ尾中学校	「With コロナ～新たな可能性」
	中川西中学校	「SDGs に対する意識向上プロジェクト」
	中和田中学校	「学校保健委員会（エコバッグ作製）」「中庭再生プロジェクト」
1月 28 日（木） 13時30分～14時20分	荏田西小学校	「委員会活動の紹介、服のプロジェクトの取組について」
	三保小学校①②	6-3 「『我がまちふるさと三保』から行動しよう」 6-4 「世界の課題に立ち向かえ『我がまちふるさと三保へ』」
	恩田小学校	「竹公房～いやしの空間を創ろう」
2月 3 日（水） 13時30分～14時20分	南本宿小学校	「水田活動と SDGs」
	幸ヶ谷小学校②	5-4 「他人事にしない地球温暖化プロジェクト」
	中尾小学校②	4年「マイクロプラスチックを減らして未来を変えよう」
	三保小学校③	6-2 「伝えよう 残そう 三保の魅力」
2月 4 日（木） 13時30分～14時20分	羽沢小学校	「はざわ知名度爆上げ大作戦！」
	幸ヶ谷小学校③	5-1 「コロナ不安をなくし、みんなが『しあわせ』になれる世界にしよう」
	// ④	5-2 「未来につなげる すこしやすいまち」
	中尾小学校③	5-1 「私が伝えたいこと～資料が教えてくれる SDGs～」
	みなどみらい本町小学校	「自然大好き 3年生」
2月 5 日（金） 13時30分～14時20分	永田台小学校	「この木なんの木気になる木」～4の1樹木で輪和笑～
	三保小学校④	6-1 「考えよう 世界の課題 見つけよう 三保の魅力」
	大門小学校①②	3-1 「みりょく発信！瀬谷観光パンフレット」 4-3 「バイオプロジェクト」
	神奈川小学校	総合「浦島太郎について調べよう」

※東高校と港南台第三小学校は動画発表

【発表例】

幸ヶ谷小学校

これまでの取り組み①

幸ヶ谷のまちへ調査！！

エコバッグの普及率は？



これまでの取り組み②

調査をして感じた疑問！

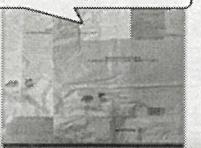
二酸化炭素
ごみ…

バイオマスって？ 本当に減った？

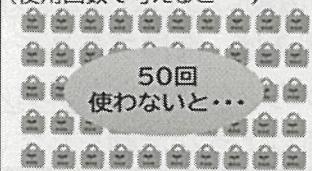
今、私たちが1番考えていること！

エコバッグか？

レジ袋か？



エコバッグとレジ袋二酸化炭素の排出量
(使用回数で考える…)



5年生 総合的な学習の時間

「地球のみんなにやさしい生活づくり」

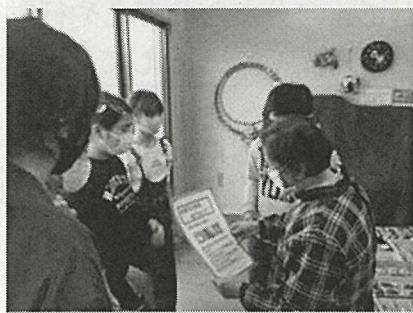
～エコバッグとレジ袋どちらがいいの？～

様々な環境問題がある中で、関心がある児童
が多かった温暖化について調べ、二酸化炭素の
排出量が関係していることを知った。また、レ
ジ袋の有料化がどのように環境に影響してい
るのかといった疑問が生まれた。

そこで町にあるコンビニなどでエコバッグの
普及率を調べたところ、レジ袋を買う人が減り
エコバッグを使う人が増えたことやレジ袋には
バイオマスというマークがあることが分か
った。そこから、バイオマスとは何なのか、エ
コバッグとレジ袋はどちらが環境に良いのか
といった新たな疑問について出前授業を受け
たり、調べたりした。

エコバッグを1つ作るには、レジ袋の約50枚
分の二酸化炭素が排出されることやバイオマ
スを使うと通常よりも3倍のコストがかかる
ことが分かり、環境や地球にやさしい生活は、
使う物のメリットとデメリットを考え、状況に
よって判断することが大切という結論に至っ
た。

相沢小学校



店舗へのポスター掲示の依頼



「あいざわのまちSDGs宣言」の発表

6年生 総合的な学習の時間

「あいざわのまちSDGs宣言」

6年生が「地域」「環境」「国際理解」の3つの
グループに分かれて学習を進めた。ネパールで
活躍する医師や地球温暖化防止全国ネットによる
出前授業を受け、地球規模の課題について
理解を深めた。また、学区のまちにSDGsを
広める活動として、子どもたちが利用する店など
に交渉をして、環境に関するポスターを貼ら
せてもらったり、SDGsサポーターをお願い
したりした。

学習発表会では保護者や地域、瀬谷区役所な
どの関係諸機関を招待し、「あいざわのまちS
DGs宣言」を行った。地球規模の課題を考
つつも、身近な地域でできる活動を考え、SD
Gsを広める活動に取り組んだ。

荏田西小学校



全校へ向けての発信



各クラスへ向けての発信



6年生 総合的な学習の時間

「難民問題」に対して自分たちにできること

授業で「難民」の写真を見たことをきっかけに、国連UNHCR協会の出前授業を受け理解を深め、家で着なくなった服を集めて難民の子どもたちに届ける「ユニクロ」の「服の力プロジェクト」に参加。全校の児童に難民に関する理解を深めてもらい、この取組を広げるために、ポスターを作成し、テレビ朝会で呼びかけた。服をたくさん集めるために保護者向けの手紙を配り、活動への理解を求めた。

自分たちにとって遠い世界のできごとと考えていたことが身近に感じられ、自分たちにできることがあることやSDGsとのつながりを実感できる活動となった。

市ヶ尾中学校

「市中から世界を変えよう」

主担当	担当教科	担当教員
生徒会委員長	英語	・英語会話 ・外語の活動を覚えよう
3年生代表員	英語	ボランティア活動を記念
2年生代表員	英語	創
1年生代表員	英語	TEAM1 TEAM2 E 組 E組について: 1年生で1つ目のチーム
部長	英語	一見入門
その他	英語	他の文化が豊富に発信をしています。



全学年 生徒会活動

「市中から世界を変えよう」

「市中から世界を変えよう」を合言葉に活動に取り組み、委員会の活動にSDGs 17 の目標を位置づけている。例えば、海洋プラスチック問題についての取組から、公募によるエコバッグ制作に取り組み、同じような活動をしている小学生とのオンライン交流をして活動の充実を図ったり、自分たちにできることを考えるために外部講師による「せっけん教室」を実施したりしている。そして、自分たちの考え方や行動を積極的に発信し、広げていこうとしている。

6 横浜市E SD推進コンソーシアム交流報告会（オンライン）教職員の部（1月30日）

推進校以外の教職員も含めて、70名以上の参加申込みがあり、講演と実践報告、グループ協議、総括の構成で実施した。

(1) 講演

「SDGs達成の担い手育成（E SD）と

ロジックモデルを用いたプログラム評価の実際」 東洋大学教授 米原 あき 氏
「国連大学研究によるE SD/GCED調査結果から見えてきたこと」

東京大学大学院准教授 北村 友人 氏

(2) 実践報告 みなとみらい本町小学校 三保小学校 市ヶ尾中学校 東高等学校

(3) グループ協議

(4) 講演・総括

「各校の実践報告を受けての総括と

これからの社会に求められること」

東京都市大学教授 佐藤 真久 氏



【オンライン配信をしている様子】

教委第 59 号議案

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の制定について

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程を次のように定める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市立学校に勤務する用務員及び給食調理員以外の職員に対して、フレックスタイム制度を導入するにあたり、必要な事項を定めるため、横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程を制定したいので提案する。

横浜市教育委員会達第 号

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間
に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則（平成31年3月横浜市人事委員会規則第6号。以下「規則」という。）第3条第2項及び第8条の規定に基づき、勤務時間を割り振られる横浜市立の学校に勤務する職員のうち、用務員及び給食調理員以外の職員（以下「横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 規則第3条第2項の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、次の表の左欄に掲げる標準となる勤務の開始時間及び同表の中欄に掲げる横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の区分に対応する同表右欄に掲げる別表のとおりとする。

午前8時から午前 8時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長 代理、副校長、事務職員以外	別表 第1
午前8時から午前 8時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長 代理、副校長、事務職員	別表 第2
午後零時30分から 午後1時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長 代理、副校長、事務職員以外	別表 第3
午後零時30分から 午後1時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長 代理、副校長、事務職員	別表 第4

2 横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の組別の割振りは、所属長が定める。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この達は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。

別表第1（第2条第1項）

組別	勤務時間	休憩時間
1組	午前7時から午後3時30分まで	勤務時間の途中に45分を与える。
2組	午前7時15分から午後3時45分まで	
3組	午前7時30分から午後4時まで	
4組	午前7時45分から午後4時15分まで	
5組	午前8時から午後4時30分まで	
6組	午前8時15分から午後4時45分まで	
7組	午前8時30分から午後5時まで	
8組	午前8時45分から午後5時15分まで	
9組	午前9時から午後5時30分まで	
10組	午前9時15分から午後5時45分まで	
11組	午前9時30分から午後6時まで	
12組	午前9時45分から午後6時15分まで	
13組	午前10時から午後6時30分まで	

別表第2（第2条第1項）

組別	勤務時間	休憩時間
1組	午前7時から午後3時45分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。
2組	午前7時15分から午後4時まで	
3組	午前7時30分から午後4時15分まで	
4組	午前7時45分から午後	

	4 時 30 分 ま で	
5 組	午前 8 時 から 午後 4 時 45 分 ま で	
6 組	午前 8 時 15 分 から 午後 5 時 ま で	
7 組	午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分 ま で	
8 組	午前 8 時 45 分 から 午後 5 時 30 分 ま で	
9 組	午前 9 時 から 午後 5 時 45 分 ま で	
10 組	午前 9 時 15 分 から 午後 6 時 ま で	
11 組	午前 9 時 30 分 から 午後 6 時 15 分 ま で	
12 組	午前 9 時 45 分 から 午後 6 時 30 分 ま で	
13 組	午前 10 時 から 午後 6 時 45 分 ま で	

別表第3(第2条第1項)

組別	勤務時間	休憩時間
1 組	午前 9 時 30 分 から 午後 6 時 ま で	勤務時間の途中に 45 分を与 える。
2 組	午前 9 時 45 分 から 午後 6 時 15 分 ま で	
3 組	午前 10 時 から 午後 6 時 30 分 ま で	
4 組	午前 10 時 15 分 から 午後 6 時 45 分 ま で	
5 組	午前 10 時 30 分 から 午後 7 時 ま で	
6 組	午前 10 時 45 分 から 午後 7 時 15 分 ま で	
7 組	午前 11 時 から 午後 7 時 30 分 ま で	
8 組	午前 11 時 15 分 から 午後 7 時 45 分 ま で	
9 組	午前 11 時 30 分 から 午後 午後 8 時 ま で	

10組	午前11時45分から午後8時15分まで
11組	午後零時から午後8時30分まで
12組	午後零時15分から午後8時45分まで

別表第4（第2条第1項）

組別	勤務時間	休憩時間
1組	午前9時30分から午後6時15分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。
2組	午前9時45分から午後6時30分まで	
3組	午前10時から午後6時45分まで	
4組	午前10時15分から午後7時まで	
5組	午前10時30分から午後7時15分まで	
6組	午前10時45分から午後7時30分まで	
7組	午前11時から午後7時45分まで	
8組	午前11時15分から午後8時まで	
9組	午前11時30分から午後8時15分まで	
10組	午前11時45分から午後8時30分まで	
11組	午後零時から午後8時45分まで	
12組	午後零時15分から午後9時まで	

（備考）

規則第6条第2号及び第3号の規定に基づく申告の場合は、別表第1及び別表第2の5組、6組、7組、8組及び9組に限り、割り振ることとする。

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の制定について

1 趣旨

横浜市立学校の教職員を対象としたフレックスタイム制度については、「横浜市立学校教職員の働き方改革プラン」における業務支援策の一つとして、平成30年度から毎年度、改善を加えながら、試行を行ってきました。

令和3年度からは、試行結果をふまえ、正式に制度化するため、教育委員会において「横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程」を新たに制定します。

2 根拠

「職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則」第3条第2項及び第8条において、「任命権者は、（中略）具体的な勤務時間の割振り及び組別を、別に定める。」「（中略）この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。」と規定されているため、教育委員会において新たに規程を制定します。

3 制定する規程の主な内容

第1条（趣旨）

横浜市立の学校に勤務する職員のうち、用務員及び給食調理員以外の職員の勤務時間について必要な事項を定めます。

第2条（勤務時間等）

フレックスタイム制度における勤務時間の区分及び休憩時間を定めます。

対象職員／休憩時間	勤務開始時間（15分単位で設定）	
昼間勤務する教員・事務職員等／45分	7時00分～10時00分	別表1
昼間勤務する高校の校長等／1時間	7時00分～10時00分	別表2
夜間勤務する教員・事務職員等／45分	9時30分～12時15分	別表3
夜間勤務する高校の校長等／1時間	9時30分～12時15分	別表4

第3条（教育長への委任）

この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定めます。

備考（利用回数）

利用回数は、月5回が上限となります。ただし、利用要件が子育て（小学生以下）及び介護の場合、勤務開始時間が午前8時から午前9時までの区分は、ひと月に利用できる回数を上限なしとします。

なお、利用要件は、規則に基づき人事委員会の承認を受けて以下のとおりとしています。

【利用要件】子育て（小学生以下）・子育て（中学生）・介護・通院・自己啓発・業務都合

※ 長期休業期間は利用要件を限定しない

4 施行期日

令和3年4月1日

教委第 60 号議案

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

令和3年4月1日に中学校併設型小学校の池上小学校及び菅田小学校が統合し、菅田の丘小学校として開校することに伴い、菅田の丘小学校を中学校併設型小学校とするため、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の2 第1項の表中

横浜市立池上小学校

横浜市立菅田小学校

を

横浜市立菅田の丘小学校

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

現行	改正案
(中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の一貫教育) 第5条の2 次の表の左欄に掲げる小学校(以下「中学校併設型小学校」という。)と同表の右欄に掲げる中学校(以下「小学校併設型中学校」という。)は、それぞれ、学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。	(中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の一貫教育) 第5条の2 次の表の左欄に掲げる小学校(以下「中学校併設型小学校」という。)と同表の右欄に掲げる中学校(以下「小学校併設型中学校」という。)は、それぞれ、学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。
横浜市立市場小学校	横浜市立市場中学校
横浜市立市場小学校 けやき分校	
横浜市立平安小学校	
横浜市立池上小学校	横浜市立菅田中学校
横浜市立菅田小学校	
横浜市立羽沢小学校	
横浜市立西前小学校	横浜市立西中学校
横浜市立中沢小学校	横浜市立旭中学校
横浜市立小田小学校	横浜市立小田中学校
横浜市立高田小学校	横浜市立高田中学校
横浜市立高田東小学校	
横浜市立上郷小学校	横浜市立上郷中学校
横浜市立庄戸小学校	
(第2項 省略)	(第2項 省略)
	<u>附 則</u> <u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u>

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

1 趣旨

横浜市立学校の管理運営に関する規則（以下「規則」という。）では、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校※を規定しており、神奈川区の池上小学校と菅田小学校は、中学校併設型小学校として規定されています（第5条の2第1項の表）。

このたび、令和3年4月1日に池上小学校と菅田小学校が統合し菅田の丘小学校として開校することに伴い、菅田の丘小学校を中学校併設型小学校として規定するため、規則の一部を改正します。

なお、菅田の丘小学校開校に伴う学校条例については改正済み（令和元年第2回定例会）です。

2 改正の概要

規則第5条の2の表中の「横浜市立池上小学校」及び「横浜市立菅田小学校」を削除し、「横浜市立菅田の丘小学校」を追加します（網掛け部分）。

横浜市立学校の管理運営に関する規則（抜粋）

第5条の2 次の表の左欄に掲げる小学校（以下「中学校併設型小学校」という。）と同表の右欄に掲げる中学校（以下「小学校併設型中学校」という。）は、それぞれ、学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。

<現行>

横浜市立市場小学校	横浜市立市場中学校
横浜市立市場小学校 けやき分校	
横浜市立平安小学校	
横浜市立池上小学校	横浜市立菅田中学校
横浜市立菅田小学校	
横浜市立羽沢小学校	
横浜市立西前小学校	横浜市立西中学校
横浜市立中沢小学校	横浜市立旭中学校
横浜市立小田小学校	横浜市立小田中学校
横浜市立高田小学校	横浜市立高田中学校
横浜市立高田東小学校	
横浜市立上郷小学校	
横浜市立庄戸小学校	

<改正案>

横浜市立市場小学校	横浜市立市場中学校
横浜市立市場小学校 けやき分校	
横浜市立平安小学校	
横浜市立菅田の丘小学校	横浜市立菅田中学校
横浜市立羽沢小学校	
横浜市立西前小学校	
横浜市立中沢小学校	横浜市立旭中学校
横浜市立小田小学校	横浜市立小田中学校
横浜市立高田小学校	横浜市立高田中学校
横浜市立高田東小学校	
横浜市立上郷小学校	
横浜市立庄戸小学校	

※中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（併設型小・中学校）

併設型小・中学校とは、学校らしさやブロックらしさを生かした小中一貫教育の一層の充実を目指し、指導内容の入れ替えや独自教科の新設といった特例制度等を活用することで、先進的な小中一貫教育を行う学校です。